

還付加算金の未払いに関するお詫びと還付について

門真市総務部納税課

平素は、本市の市政運営の全般にわたり、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に関する還付について、下記のとおり還付加算金の未払いがあることが判明いたしました。

本件につきましては、還付加算金の額を計算するにあたり、その計算の始期について、「納付があった日の翌日」とすべきものを「更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」として算定していたことが原因であります。

皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

なお、今回の還付額につきましては、同封の「市税等過誤納金の還付通知書」のとおりであります。「還付請求書」の還付金の受取り方に記載のとおり、お手数をお掛けしますがお手続きくださいますようよろしくお願い致します。

【お問合せ】

門真市総務部納税課管理グループ

TEL：06-6902-5925（直通）